



県章

# 山形県公報

令和3年4月6日(火)

第194号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……379
- 同……………(同) ……380
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……381
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……同
- 公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定……………(雇用・コロナ失業対策課) ……同
- 山形県国民宿舎竜山荘の利用料金……………(観光復活戦略課) ……382
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……383
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……385
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……386
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(同) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 特定農業用ため池の指定……………(同) ……388
- 特定農業用ため池の指定の解除……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(同) ……同
- 最上川ふるさと総合公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日…(村山総合支庁西村山建設総務課) ……389
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……391

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
マトリックスステーション株式会社 新庄市大字松本277番地	フロンティア 新庄市角沢734番地の2	就労継続支援（B型）	30名	令和3.4.1

**山形県告示第294号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	就労継続支援（B型）事業所 ピース 第三本町 新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル	就労継続支援（B型）	34名	令和3.4.1

**山形県告示第295号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	就労継続支援（A型）事業所 ピース本町 新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル	就労継続支援（A型）	令和3.3.31

**山形県告示第296号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人鶴岡ダルク 鶴岡市中山字瓜沢60番地4	絆 鶴岡市中山字瓜沢60番地4	自立訓練（生活訓練）	令和3.4.1

**山形県告示第297号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人野のゆり 鶴岡市斎藤川原字林俣86番地4	F o r ゆう 鶴岡市新形町2番38号	共同生活援助	令和3.4.1

**山形県告示第298号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	温海グループホーム茶ヤ町荘 鶴岡市温海戊645番地40	共同生活援助	令和3.4.1

**山形県告示第299号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
社会福祉法人酒田市あすなろ福祉会 酒田市緑町14番16号	障害者支援事業所あすなろ 酒田市緑町14番16号	生活介護	15名	令和3.4.1
特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	生活介護事業所あんだんて 酒田市東大町三丁目28番27	生活介護	20名	同

**山形県告示第300号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	相談支援センター あおば 鶴岡市宝町18番50号	令和3.4.1

**山形県告示第301号**

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	職 種	市町村の区域
16－化学工業	C－26会計事務の職業	鶴岡市
87－協同組合（他に分類されないもの）	G－46農業の職業	同
87－協同組合（他に分類されないもの）	H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	同

注 業種は日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

2 指定年月日

令和3年4月1日

山形県告示第302号

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金	
宿泊	一般	1人1泊につき	3,840円
	小学生	1人1泊につき	3,130円
	幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）	1人1泊につき	1,560円
休憩	一般	1人1回につき	1,210円
	小学生	1人1回につき	610円
会議	30畳を超える室	1室につき	7,480円
	20畳を超え30畳以下の室	1室につき	5,220円
	10畳を超え20畳以下の室	1室につき	2,970円
	10畳以下の室	1室につき	1,480円

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

2 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第303号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和3年3月28日  
58
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社秋田屋商店  
代表取締役社長 佐藤 昌  
酒田市入船町6-27
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
佐 藤 昌	酒田市入船町6-24	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和3年3月28日  
59
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社土門商店  
取締役 土門 伸夫  
飽海郡遊佐町小原田字沼田9-2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
土 門 伸 夫	飽海郡遊佐町小原田字沼田9-6	玄米	国内産農産物に限る。

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和3年3月28日  
60
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社馬町さくらファーム  
代表取締役 太田 裕徳  
鶴岡市馬町字白川72-2

- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	備考
太田 篤	鶴岡市馬町字駒繫152	玄米	国内産農産物に限る。

- 4 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和3年3月28日  
62
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人山形リーダーズファーム  
代表理事 荒澤 宏弥  
新庄市大字萩野字横根山35-2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	備考
鈴木 隆一	新庄市大字萩野字横根山37-1	玄米	国内産農産物に限る。

- 5 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和3年3月28日  
63
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社こめの西田  
代表取締役 西田 史郎  
新庄市大町17-9
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	備考
西田 伸一	新庄市大町21-11	玄米	国内産農産物に限る。

- 6 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和3年3月28日  
65
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社安全安心楽農物産  
代表取締役 佐藤 浩治  
新庄市大字萩野字塩野385
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
佐藤 浩治	新庄市大字萩野字塩野385	もみ、玄米	国内産農産物に限る。
笹 昭	新庄市城西町7-38	もみ、玄米	

山形県告示第304号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11569111763	牛	黒毛和種	七 福 久 (全和黒原6392)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所

山形県告示第305号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	谷 地 堰 地 区	令和3年3月19日

山形県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日  
令和3年3月26日

**山形県告示第307号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日  
令和3年3月26日

**山形県告示第308号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 変更に係る管理規程の名称  
日向川土地改良区頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
地震発生時における警戒体制の実施基準を変更したもの
- 5 認可年月日  
令和3年3月26日

**山形県告示第309号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	56者	山形市立道3番ほか186筆
上山市	10者	上山市宮脇字山岸191番ほか38筆
天童市	15者	天童市大字高掬字後藤堰3234番2ほか73筆



山辺町	11者	東村山郡山辺町大字山辺字塚田5755番ほか28筆
寒河江市	108者	寒河江市大字寒河江字樋の口58番1ほか317筆
河北町	26者	西村山郡河北町字畑中276番ほか83筆
朝日町	11者	西村山郡朝日町大字宮宿字大清水2463番ほか36筆
村山市	30者	村山市大字土生田字道出4672番2ほか306筆
東根市	10者	東根市大字蟹沢字熊の堂1203番1ほか147筆
尾花沢市	16者	尾花沢市大字延沢字熊原4801番ほか82筆
大石田町	4者	北村山郡大石田町大字鷹巣字西畑212番1ほか22筆
新庄市	5者	新庄市大字松本字東浦720番ほか31筆
最上町	2者	最上郡最上町大字大堀字鶴杉下1570番ほか1筆
舟形町	8者	最上郡舟形町舟形字小松4999番ほか47筆
大蔵村	1者	最上郡大蔵村大字赤松字福地山2898番
鮭川村	1者	最上郡鮭川村大字石名坂字長沢前810番1
米沢市	5者	米沢市窪田町窪田字藤ノ木5203番ほか30筆
南陽市	16者	南陽市坂井字野際875番2ほか120筆
高島町	7者	東置賜郡高島町大字入生田字川原2814番1ほか55筆
川西町	49者	東置賜郡川西町大字下小松字土橋29番ほか564筆
長井市	24者	長井市成田字開基田二2681番ほか119筆
白鷹町	10者	西置賜郡白鷹町大字浅立字中川原6338番4ほか91筆
飯豊町	2者	西置賜郡飯豊町大字萩生字黄金台3799番ほか38筆
鶴岡市	86者	鶴岡市添川字湯ノ沢120番ほか399筆
酒田市	11者	酒田市横代字高阿弥田128番ほか84筆
三川町	15者	東田川郡三川町大字横山字寺谷地177番ほか93筆
遊佐町	6者	飽海郡遊佐町庄泉字大谷地531番ほか35筆

## 2 認可年月日

令和3年3月26日

**山形県告示第310号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定年月日
中沢ため池	酒田市北沢字中沢 地内	令和 3. 3.22
新ため池	西村山郡西川町大字吉川字沢ノ入山 地内	同

**山形県告示第311号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除年月日
中の沢第3	西村山郡朝日町大字新宿字鳥泊 地内	令和 3. 3.22
市の沢新堤	西村山郡大江町大字本郷戊字湯の入 地内	同
小鉾ため池	西村山郡大江町大字小鉾字トヤリ沢 地内	同
大坂堤	西村山郡大江町大字材木字大坂 地内	同
菅沼堤	西置賜郡飯豊町大字小白川字沖山 地内	同

**山形県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年4月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字大森字物見塚1040番5から  
同 岩下1043番11まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月6日

**山形県告示第313号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 指定した道路の部分の区間 山形市木の実町13番地先から

同 297番4号地先まで（上り線に限る。）  
 山形市七日町一丁目303番2号から  
 同 本町一丁目10番1号地先まで（下り線に限る。）

4 指定年月日 令和3年4月6日

**山形県告示第314号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
展示研修施設	4月から11月までの期間にあつては午前9時から午後6時まで、12月から翌年の3月までの期間にあつては午前9時から午後5時まで	1 12月1日から翌年の3月31日までの月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで
スケートパーク	午前9時から午後9時まで	1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び8月13日から同月16日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年4月の第1土曜日の前日まで

備考 展示研修施設について使用の許可を受けた場合は、使用時間外においても当該施設を使用することができる。

2 適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**山形県告示第315号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	700円

条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル 1日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称		区分		利用料金	
展示研修施設	企画展示室	入場料金を徴収しない場合		1時間当たり	120円
		入場料金を徴収する場合		1時間当たり	500円
	研修室			1時間当たり	690円
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1日当たり	19,940円
		上記以外の場合		1日当たり	39,880円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり	2,700円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり	4,050円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり	8,100円
			シーズン券による利用の場合	1人当たり	10,800円
			ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	220円
			上記以外の場合	1人1日当たり	270円
			上記以外の場合	上記以外の場合	回数券による利用の場合
	1か月券による利用の場合	1人1か月当たり			8,100円
	3か月券による利用の場合	1人3か月当たり			16,200円
	シーズン券による利用の場合	1人当たり			21,600円
	ナイター券による利用の場合	1人1日当たり			440円
	上記以外の場合	1人1日当たり			540円

備考

1 この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者か

らその入場の対価を徴収する場合をいう。

2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。

4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。

5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 山形県告示第316号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	指定年月日
村山地域家畜畜産物衛生指導協会 会長 岡崎 輝明	山形市大字漆山736番地	同 左	令和 3. 3. 30

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営小出アパ ート1号	長井市台町3- 1	3DK	55.7	1	一般用	13,500 円	15,600 円	17,900 円	20,100 円	23,000 円	26,600 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 3- 2	同	58.0	1	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	
同	同	同	58.0	1	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同	同	4DK	71.5	1	同	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400	
同 白鷹アパ ート	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	3DK	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	単身可
同	同	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年4月12日から同月16日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、令和3年4月12日までの消印のあるもの限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年6月上旬